

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市佐渡地域医療連携ネットワーク利用料補助金交付要綱
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	病院、医科診療所、歯科診療所、薬局、介護施設等間で、同意を得た市民についての情報共有し、安全で質の高い医療及び介護サービスを提供する体制の構築を目的に、佐渡地域連携ネットワークシステムさどひまわりネットの導入促進を図るため、さどひまわりネットの利用料に対し補助金を交付する。
補助要件	さどひまわりネットも加入し、3年間継続して加入すること。
補助事業者	加入して6箇月を経過した介護施設等
補助対象経費	新規加入時から6箇月間の利用料
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	月1万円×6か月 6万円（上限）
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	補助率10/10
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
	情報共有することで、安全で質の高い医療及び介護サービスを提供する体制の構築するため、導入後6か月の利用料を全額補助する。
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	3年間で導入率62%（69施設中43施設）
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ
事業担当（担当部署）	高齢福祉課
（電話番号）	0259-63-3790